

市民の皆さまへの注意喚起

1月に入り11都府県に「緊急事態宣言」が発出され、その後、2月2日には、栃木県を除き、期間が3月7日まで延長されました。また、県内では1月14日三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」が発出され、その後2月5日に「緊急警戒宣言」を3月7日まで延長することが発表されました。松阪市内においても、市民の皆様に感染防止対策の徹底にご理解ご協力をいただき、一部ではその効果が見られるものの、医療提供体制は大変厳しい状況が続いています。

そのため、市民の皆様にはここで気を緩めることなく、三重県の「緊急警戒宣言」に沿って、感染を確実に抑え込む取組みに更なるご協力をお願いいたします。

1. 大人数や長時間におよぶ飲食やカラオケなどの大声を発する集まりといった場面は、感染のリスクが高まりますので、感染防止対策がとれない場合は、時間帯を問わず、こうした場面への参加を避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ①このことにより、2月8日～3月7日の間、次の2施設のカラオケ利用を中止します。

また市内公共施設での公民館活動やサークル活動においても、大声を発する活動を同期間中止します。

- ・松阪市老人福祉センター松寿園（下村町）
- ・ハートフルみくも保健福祉センター（曾原町）

2. 県境を越える移動については、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

3. 医療機関、社会福祉施設の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策を徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行ってください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

4. 市主催イベント等の開催予定状況は別紙のとおりとします。

令和3年2月8日

松阪市長 竹上真人